

## 裁判員制度の正体

### 著者紹介

西野喜一:新潟大学大学院実務法学研究科教授、地方裁判所の裁判官経験者。本のタイトルから分かるように、裁判員制度について非常に否定的で、以下の要約もそれに沿ったものとなっている。

### 第1章 裁判員制度とはどのようなものか (p.15~)

#### 1) 制度の概要

##### ・裁判員制度の対象

一定以上の重大犯罪に関する刑事裁判の第一審。被告人による辞退はできない。審理を効率的に進めるために公判前整理手続き(争点と証拠の整理)が行われる。

##### ・裁判員の選任方法

国民から抽選で無作為に選出。(要約補足資料 参照)

##### ・裁判員の人数

原則として6名。裁判官3名との計9名で合議体を形成する。

##### ・裁判員の役割

裁判官とともに公判(刑事事件の法廷)に立ち会い、評議を行う。その主な内容は次の3点。

- 事実認定 証拠に基づいて判決の基礎となる事実を認定
- 法の適用 認定された事実を法に当てはめる
- 刑の量定 法が規定している刑の範囲内でふさわしいと思われる刑を決定

##### ・評決

全員一致が望ましいが、どうしても意見が一致しない場合は多数決をとる。被告を有罪とするには裁判官、裁判員の双方を1名以上含まなくてはならず、この条件を満たさなければ被告は無罪となる。

...裁判官全員無罪、裁判員が全員有罪とした場合、現行の裁判制度であれば無罪となるが、裁判員制度を実施した場合は有罪となる。このような事態が果たして妥当と言えるか。

#### 2) 裁判にかかる時間

裁判員が拘束される時間の大部分を占めるのが公判と評議である。一回の公判は重大な刑事事件の場合、朝10時から夕方までかかるのが普通で、週末や夜間の開廷はない。最高裁判所の発表(2005年「裁判員制度の対象となる事件の人員数、現在の平均審理期間および平均開廷回数」)によると裁判員制度の対象となる事件の平均公判回数は5.8回となっている。公判5回であれば連日開廷で1週間程度かかる。

評議にかかる時間は簡単に結論が出るものであれば2、3時間で済むこともあるだろうが、複雑な事件で激しい議論となれば何日もかかることも考えられる。

補足：公判前整理手続きについて

刑事裁判の迅速化を狙った公判前整理手続きが2005年12月に導入されたが、文中で引用されている資料はこれ以前のものであるので公判前整理手続きが行われていない。裁判員制度では公判前整理手続きが行われるため対象事件の平均審理期間、及び平均開廷回数はこれを下回るものとなると考えられる。詳しくは要約補足資料を参照。

## 第2章 裁判員制度はどのようにしてできたのか(p.45~)

### 1) 裁判員制度ができた経緯

裁判員制度が作られるきっかけとなったのは2001年6月に出された司法制度改革審議会の意見書である。ここでは裁判員制度を求める理由を裁判に「健全な社会常識」を反映させるためと説明している。これに基づいて、2004年5月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(俗に言う「裁判員法」)が制定、公布された。

...重大でない刑事事件、民事事件、行政事件、少年事件、家事事件は「健全な社会常識」が反映されなくともよいのか。また、裁判員制度の対象を第一審に限定し、上訴されれば裁判官のみによる裁判が行われるような制度設計は、裁判員制度に対する不安の表れではないか。

補足：司法制度改革審議会とは

終戦直後にできた裁判制度や法律家の制度を、戦後半世紀を経て根本的に見直すため、その方向付けをする組織として1999年に発足。内閣直属の審議会。特に重要なテーマのひとつが「司法への国民参加」であった。

### 2) 英米の陪審制・欧州の参審制

裁判員制度を作る際に参考となったのが、英米の陪審制・欧州の参審制。裁判において国民から選ばれた者が裁判官とともに判断を担当するという点においては共通している。

・相違点(抜粋)

	陪審制	参審制
役割	陪審員は有罪か無罪かを裁判官とは独立して判断。	参審員は事実認定、法の適用、刑の量定を裁判官とともに判断。
判断について	有罪か無罪かのみ判断。判断の理由は付されない。	裁判官の起案により判断した理由が判決書に記載。
上訴について	陪審員の判断の誤認を理由とした上訴は不可。(市民の判断は当然正しいとされる)但し、その後の裁判所の法律判断を理由とした上訴は可。	事実誤認、法適用の誤り、量刑不当のいずれに対しても上訴可。

ここで取り上げた以外にも対照的な点が顕著に見られるが、日本の裁判員制度は参審制の

特徴を多く備えており(例えばここで挙げたもの全て。)、参審制の一種であると言える。(但し陪審制の特徴も一部備えている。)

### 3) 「司法への国民参加」という熱

審議会の議論の中で現行の刑事裁判の問題点、その原因・対策について議論がなされておらず、議事録から伺う限りそこにあったのは「司法への国民参加」という熱に浮かされた興奮だけだったと言える。裁判員制度は委員の激しい対立によって生まれた妥協の産物で、これを採用すると刑事裁判のどこがどうよくなるといったメリットありきで採用されたものではない。法体系全体に無理なく適合するものであるのかということについても検討されていない。

### 4) 数々の問題点

- ・ 実施の必然性がない(第3章参照)
- ・ 憲法に違反する(第4章)
- ・ 手抜き審理が横行する可能性がある(第5章)
- ・ 真相の追究が図られなくなる恐れがある(第6章)
- ・ 被告人にも、犯罪被害者にも過酷(第7章)
- ・ 費用がかかり過ぎる(第7章)
- ・ 裁判員に動員される国民の負担があまりにも大きい(第8章)
- ・ 国民動員につながる思想をはらんだ危険な制度(第9章)

## 第3章 無用な制度 誰も求めているのに(p.63~)

### 1) 周知が進むほど嫌われる制度

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
裁判員制度必要(どちらかといえば必要含む)	49.7(%)	39.9	33.3
裁判員制度不要(どちらかといえば不要含む)	23.4	34.6	40.9

参照:時事通信社世論調査(<http://www.crs.or.jp/57721.htm>)

また、各種の世論調査で裁判員にはなりたくないという人が過半数を大きく超えている。平成18年に読売新聞社が実施した世論調査によれば、裁判員として裁判に参加したいと答えたのは20.4%に過ぎず、74.9%が参加したくないと答えている。

### 2) アンフェアな世論調査

政府・内閣府が行う世論調査では、法律が作られた以上裁判員制度に反対する意見が過半数を大きく超えるとまずいので、世論誘導をすることがある。例えば、内閣府が平成18年12月に行った世論調査によれば「参加したい」、「参加してもよい」、「あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるを得ない」の合計が65.3%になっている。(それ以外の選択肢は「義務であっても参加したくない」、「わからない」)しかし、設問に「裁判員に選ばれた場合、その役目を果

たすことは義務とされています」という文言があり、参加したくないが摩擦を起こすことを好まない人は仕方なく「あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるを得ない」という回答を選ぶように作っているのである。

### 3) 裁判官のみの審理、判断は信用できないか

・裁判所が言い渡した刑が軽すぎるとして批判された事例

- 平成 11 年 東名高速飲酒運転事故事件

飲酒運転のトラックが乗用車に追突し、幼い姉妹が死亡。裁判所は懲役 4 年としたが、刑が軽すぎると世間から大きな批判があり、危険運転致死傷罪新設のひとつの契機となった。

しかし、当時の刑法ではこの事件の刑の上限は懲役 5 年であり、その中では重い刑であった。裁判員制度があろうとなかろうと、法律が定めている刑の範囲内でしか刑を決められないのは当然であり、このことは法改正の理由になっても、裁判員制度導入の理由にはならない。

### 4) 「信念」の危うさ

裁判員制度やその支持者の思想の根底には、裁判官の判断よりも国民の判断のほうが信用できる、国民を裁判に参加させれば判決に「健全な社会常識」が反映される、という根拠のない信念がある。

しかし、義務教育終了だけを資格要件とした人たちのその場限りの判断が、専門的な資格を持ち、経験も比較的豊富な裁判官の判断よりも、最終的に常識的である、信頼できると思う人がいるだろうか。また、世論調査の結果から、このまま裁判員制度が始まれば、やりたくもないのにしぶしぶ裁判員として裁判に参加する人は少なくない。

それでも裁判員制度を実施しなければいけない必然性はどこにあるのか。

### 5) 膨大な数の罰則・制裁

- 裁判員・補充裁判員にその職務について何かの依頼をすると、2 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金
- 裁判員・補充裁判員が評議の秘密その他職務上知った秘密を漏らすと 6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

参照: 最高裁 裁判員制度ホームページ (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)

「資料集」中の資料「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律全文」第 8 章罰則

他にも多くの罰則・制裁が規定されておりここまでして裁判員制度をやらなくてはならないのかと多くの人が思うことだろう。

## 第4章 違法な制度 憲法軽視の恐怖(p.77~)

著者はこの章において「裁判員制度は憲法違反にならないのか」ということに関して議論を行っている。以下それを述べていく。

### 1. 司法制度審議会に対する批判

裁判員制度は憲法違反にならないのかという最重要論点について、突き詰めた検討をしていない。

### 2. 憲法違反

#### (1) 国民参加の規定がない理由

憲法は参審または陪審に関する条文をまったく有しておらず、参審または陪審をそもそも許容しないという意味ではないかと考えられる。

#### (2) 第三十二条違反

憲法第三十二条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」と規定しているが、ここでいう「裁判所」とは、憲法第六章(第七十六条以下)で定められる裁判所であって、そこには裁判官についてのみの規定があり、参審または陪審に関する規定はまったくないだけでなく、裁判官は独立であって、憲法と法律にのみ拘束されると規定している。

裁判員のほかに裁判員も加わって一緒になって被告人の運命を決めるという制度がこの憲法に違反するのは明らか。

#### (3) 第三十七条第一項違反

憲法第三十七条第一項は「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」と規定している。

裁判員制度においては、粗雑な審理となることが予想される。まあ裁判官だけの審理の場合よりも被告人に不利益になる可能性が存在する。さらに審理途中で裁判員が加わって公判手続きの更新がおこなわれた場合、実質的に証拠調べの一部分しか知らない裁判員が判断することになる可能性がある。

裁判員という裁判官でない者が加わった裁判所は、「公平な裁判所」とは言えない。

#### (4) 第七十六条第三項違反

憲法第七十六条第三項は「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と規定している。

例えば、裁判官全員が有罪を確信している場合でも、裁判員全員が反対すれば、無罪判決を書いてそれを言い渡さなければならないことになる。こういう事態になってもかまわないと言っているこの制度が、裁判官は独立で、憲法および法律に「のみ」拘束される、とするこの条項に反することは明白。

(5)第十九条違反

憲法第十九条は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と規定している。

内心でどんな思想を持っていようが、とにかく政府、国会が定めた善悪基準に従って判定し、行動せよと迫るのは、この思想、良心の自由を侵害することにならないか。

著者の危惧

**要するにこの制度は、国民に対し、ものの考え方の自由を認めない第一歩であり、政府が期待するとおりに考え、行動せよという方向に手をつけた第一歩であるとも言えるのです。**

(6)第十八条、第十三条違反

憲法は第十八条において「何人も...犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服せられない」、第十三条において「すべて国民は...生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定している。

裁判員としての役割そのものが、意に反する苦役である。これが意に反する苦役ではないというのであれば、もうわが国に「意に反する苦役」はなく、この先政府は、国民にどんな苦役でも兵役でも自由に貸す事ができることになってしまう。

また同時に、憲法第十三条が保障する国民の自由権及び幸福追求権を侵害しているともいえる。

3. 上記1. 2. を踏まえての著者の主張

・裁判員制度は憲法違反であふれていて、「違憲のデパート」とでも呼ぶべきもの

**・裁判員制度を実施したいという目的のためにこういう憲法違反が堂々と無視されるようなことになっては、これからは、目的次第では憲法を守らなくてよいのだ、合憲解釈ができそうもない場合でも、難しいことを言わずに憲法に適合していることにしておけばよいのだ、という危険な発想が政治家、法律家、国民のあいだに蔓延するのではないか**

・裁判員法は、審議会の意見書どおり、被告人が裁判員による審理を「辞退」することを認めていないが、この「辞退」を認めることにすれば、被告人側から見た憲法違反の問題だけは相当程度に解消される

・裁判員制度が憲法に違反するという理由のうちの大部分は陪審制にもあてはまる。したがってわが国では陪審制も憲法に違反すると考えなければならない

## 第5章 粗雑な制度 粗雑司法の発想(p.95~)

裁判員制度のもとでは、精密司法的傾向は影を潜め、敗訴側の当事者が、こんないい加減な審理、判決では到底承服できないという「粗雑司法」になるのではないかという危惧が強い。

以下粗雑になる理由を述べていく。

### 1. 被告人の運命はくじで決まる

・抽選である以上、著しく能力の劣る人や、ひどくマナーの悪い人が混じってくる可能性は避けられない

およそ世のなかでくじで決めてよいのは、結果がどちらにころんでもかまわないというものだけ

### 2. 裁判員の負担を考慮した審理の手抜き

公判の回数を減らすうえ、一回あたりの公判時間まで切り詰めることになるおそれがある。

### 3. 裁判員の能力に応じた審理の手抜き

刑事裁判の事実判断は、万に一つの誤りも出ないように、証拠全部を丁寧に吟味して、極力慎重にしなければならないが、裁判員制度のもとでは、裁判員が飽きたり、疲れたり、法廷から逃げ出したりする前に、てっとり早く結論につながるような安易な「証拠」だけがあふれるのではないかという恐怖がある

### 4. 手続「更新」が露呈する制度矛盾

#### (1) 制度概要

裁判員は原則として六名だが、不足の事態により出廷できなくなる人間が出てくることは避けがたい。そこで、裁判員法では、裁判員とともにあらかじめ補充裁判員を何名か選出しておいて、裁判員が欠けた場合には、補充裁判員からかねて決めておいた順番にしたがって補充することにしている。この補充裁判員も使い切ってしまう、それでもなお裁判員に欠員が生じた場合、裁判員法では、裁判員候補者をあらかじめ呼び出し、不足分の裁判員及び補充裁判員をさらに選出することにしている。

またその後の審理は、最初からやり直すということは予定しておらず手続きの「更新」ですませることになっている。

#### (2) 著者の主張

・証拠調べの途中から、それまでの証拠調べの様子を知らない裁判員が新たに選出されて入ってくることもある

・公判手続きが大きく滞ることになり、裁判員制度を採用したのための訴訟遅延で、迅速な裁判という理念はたやすく犠牲になってしまう。

・「更新」は、当事者(検察官、弁護士)または裁判長が、事件の概要やそれまでの証拠調べ

の要旨(のみ)を新しい裁判員に解説、説明し、それで済ませる、という方式がとられることが想像される。また裁判員法上の規定からも、途中から加わった裁判員に、それまでに進んでいた証拠調べの調書をちゃんと読むよう要求してはならない。しかし、文書を丁寧に読んで、そこから自己の意見を形成するということが期待できないような人を想定し、そういう人たちに被告人の運命を決めさせるというシステムがそもそも無理、無謀ではないか。

・手続「更新」は憲法違反

証拠調べの一部しか知らないという人が混じっているような裁判所は、とても憲法が保障する「公平な裁判所」ということはできない。

また、憲法第三十七条第二項は「刑事被告人は、すべての証人に対して尋問する機会を与へられ、又、公費で自己のために強制的手続きにより証人を求める権利を有する」と規定している。これは被告人に証人尋問の権利を保障している規定であるが、例えば、いざ評議判決という段階になったら、その尋問を聞いた裁判員がもはや法廷にいなくなっていて、証言を聞いてもいないし、尋問調書も読んでいないという者が被告人の運命を決めることになったというのでは、もはや悪い冗談としか言いようがない。憲法がこのような乱暴な事態を予想も許容もしていないことは明らか。この規定は、証拠調べの全部に立ち会った者のみが当該事件の判決をするというシステムを確保しておいてはじめて意味をもつ。

## 5. 評議の質の低下

・裁判官三名と裁判員六名とでどこまでしっかりした評議ができるか。裁判員六名は千差万別と思わなければならないが、果たして実のある議論ができるか。

・証拠調べの結果にもとづいて突っ込んだ議論で成果を上げるには、全部で九人という数は明らかに多すぎると思われる。

・議論の共通の前提を持たない裁判員が皆それぞれに己の意見を出すばかりでまとまらず、結局多数決で結論を出すしかないという有様に陥る恐れはないか。

そもそも裁判員六名という数も、裁判員制度を陪審に近づけたい勢力と陪審から遠ざけたい勢力との妥協の産物で、これが裁判のような深刻な議論にふさわしい数かどうかということは検討されていない。

・公判を連続改定にすると、何日もの証拠調べ(否認事件なら平均でも十日)につづいて、聞いた証言を忘れないうちに、ということで、すぐに評議ということになる。しかし、十日ものあいだ、ずっと耳に流しこまれ、頭に詰め込まれた証言のうちから、重要部分を適切に思い出し、矛盾する証拠相互間の疑問点を解決して、正しい事実認定ができるのかどうか、きわめて疑わしいと言わざるをえない。



・ある論点を巡って意見が対立した場合、関与する全員(裁判官三名と裁判員六名)のうち、裁判員については、あらためて訴訟記録をよく検討し、その結果に基づいた議論をするということが期待できない。裁判員制度のもとでは、裁判の質が現行のものよりも相当低下することはまず確実と言ってよい。

・裁判官に特定方向への結論への思い込みが強すぎる場合、裁判官が裁判員を一定の結論に誘導しようという雰囲気になる弊害が考えられる。

いい加減としか言いようのない審理、判断を続けていくうちに、裁判所、裁判官に、無意識のうちにも、刑事裁判はさほど緻密、厳密なものでもなくともよい、ほどほどでよいのだ、仮に誤判があっても、それは当事者のせいか裁判員のせいだ、というたるんだ雰囲気が蔓延するのではないか。

## 6. 統一性の欠如という不正義

裁判員はその事件がぎりで集められた人たちであり、その経験を別の事件に生かすということとはまったく考えられていないこと、そして彼らは完全な素人であって先例にも各種の判断基準(たとえば量刑の基準)にもまったく縁がないことを考えると、法の安定性が損なわれる恐れが強い。

## 7. 弁護体制の不安

これまでの刑事事件では、相当の大事件でも、公判はせいぜい月二回程度だった。他方、裁判員制度下での審理となると、審理に立ち会っている裁判員が次の公判までに聞いた証言を忘れてしまったりすることのないように、公判期日を相当詰めてやることが予定されている。週数回は当然で、場合によっては平日は連日ということになる。

いまのわが国の弁護士事情からすると、二週間ないし三週間のあいだ(事前準備のことを考えると、全体としてはもっと長期間になる)、民事事件をまったくやらずにその刑事事件に専念できるほど余裕のある弁護士はほとんどいないのではないかと思われる。

## 8. 部分判決制度

### (1) 制度概要

重大事件の審理ではその公判が長引いて裁判員となる国民に大きな迷惑をかけることとなるので、その負担を軽減することが目的。

審理の対象となる事件が複数の場合(たとえば連続殺人事件)には、事件ごとに裁判員もチーム制にしようというもの。裁判官はすべての事件の審理に立ち会おうが、個々の事件において審理に立ち会う裁判員のグループは異なる。最終結論である判決内容を決めるのは、裁判官と、最後の事件の審理を担当する裁判員のチームになる。もっとも、部分判決制度は、審理対象事件が複数の場合には必ずこうしなければならないというわけではなく、この制度を取り

入れて複数チームを作って審理をおこなうかどうかは、最終的には裁判所の裁量。

## (2) 著者による批判

・そもそも被告人に正しい量刑をするためには、その事件の全貌を見て、つまりその事件の全証拠を見て判断しなければならないが、それを阻むこのような裁判は、もうわが国の恥と言ってもよいのではないか。

・この制度は、ある事件について無罪と判断した裁判員グループが、他の事件について他の裁判員グループが有罪と判断したことを受けて、量刑しなくてはならないという矛盾を孕んでいる。

**この裁判員制度はその全編が、手間暇はかかっても正しい判決にしようということではなく、とにかく素人でもつとまる手抜き裁判をしようという発想であふれているが、この部分判決制度にいたって、その矛盾がまさに凝縮した形であらわれたと言ってよい。**

・裁判員制度を打ち出した司法制度改革審議会の意見書には、「裁判員は…一つの事件を判決に至るまで担当することとすべきである」と書いてあるが、この部分判決制度は、複合事件の場合にはこれを分解して、別々のチームに担当させようというものであるから、審議会が提唱した裁判員制度の本来の姿は、実施される前から早くも壊れはじめたことになる。ここからこの制度自体がそもそも無理だったのだということがよくわかるわけで、この部分判決の制度こそ、裁判員制度崩壊を象徴していると言ってよい。

・担当裁判官は審理と判断の全部にかかわる。ならば、それぞれに忙しい国民を駆り出し、そのうえチームごとの審理をするなどという面倒なことを止めて、従来どおり、裁判官だけが審理することにすれば話は簡単。

・部分判決方式のもとでは、各裁判員チームは他のチームの審理の内容や結果がよくわからないわけだから、全部を通して見ている裁判官の意見がきわめて強くなり、最終的には裁判官三人の意向や事実上の誘導で判決内容が決まることにもなりそうである。仮にそうなった場合には、裁判の結論を決めるシステムとしては、裁判官だけが決めているいまの方式と実質的には何ら変わらないことになる。

## 第6章 不安な制度 真相究明は不可能に(p.125~)

著者によって、様々な視点から、裁判員制度のもとでは真相究明が困難になることを検証されている。以下その内容。

### 1. 事実を認定する技術 裁判所と真相究明

犯罪事実の有無を証明するための推理、判断の技術は、合理的な思考のほか、訓練と経験によって身につけてゆくものである。しかし、裁判員は、合理的思考能力はその人次第とはいえ、訓練や経験とはまったく縁がない。そして何よりも、刑事裁判で問題となっているのは、犯罪というきわめて非日常的で、特殊であることを忘れてはならない。**専門的なことは専門家に任せるのが当たり前のこと。**

### 2. 裁判はゲーム? 当事者と真相究明

一般市民が事実認定に当たる陪審制では、客観的な事実とはまったく無関係に、当事者、すなわち、検察官、弁護人の腕次第で被告人の運命が決まるという現実がある。

裁判員の数が裁判官数を大きく上回る裁判員制においても、事態はほぼ同様になる恐れが大きいと考えてよい。訴訟では真実が明らかにされなければならない、と考えるのが普通の日本人の発想であると思われ、双方の法律家(検察官、弁護士)のうちどちらが有能であったかを決めるのが裁判だ、という訴訟制度では国民の支持は到底得られないだろう。

### 3. 起訴への影響 検察業務と真相究明

(1) 裁判員制度下における審理は、裁判員の選任や入れ替えを含めて非常に面倒なものになりがちなので、そのことが検察官の公訴に影響することが考えられる。たとえば、強盗傷害を、窃盗と傷害に「分割」といったように、裁判員審理をさけられるような公訴構成が可能な事件はなるべくそうしようという傾向が生じ適正な刑事司法が損なわれるおそれがある。

#### (2) 審理途中での訴因変更(被告人に対する罪名、罰条の変更)の問題

たとえば、ある者が傷害事件で起訴されたが、裁判途中に被害者が死亡し、検察官が訴因を傷害事件から傷害致死罪に変更してきた。裁判員制度のもとでは、傷害致死罪は裁判員審理にしないでなければならない。そうすると審理途中で突然六名の裁判員がかかわってくることになり、それまで進んでいた証拠調べをどうするかという難問が出てくる。

この場合、もっともとられる可能性の高い方法は、「手続きの更新」の場合と同様、裁判長または当事者がそれまでの証拠調べの「要旨」を説明してすませることであるが、これは複雑なやり方である。

#### (3) 裁判員制度下では、「司法取引」が生じる

司法取引とは、たとえば、強盗傷害事件であれば、最高刑は無期懲役という大変重い刑となるので、被告人としては仮に本当にやっていた場合でも、それを自白することはあまり

期待できず、最後まで争うということになりがちであるが、その事件が窃盗と傷害であったということにすれば、いまの日本の量刑相場からすれば数年程度の懲役で済むことが期待できる。そこで、面倒な陪審審理を避けたい検察官が、被告・弁護側に、窃盗と傷害に落として起訴するから、事実を認めることにしないか、と持ちかけ、あるいは、なるべく刑を軽くしてやりたい弁護人が、検察官に、窃盗と傷害なら認めるから、起訴はそれでやってくれないかと持ちかけ、それで双方の話がまとまれば、結局その筋書きどおり、検察官はそういう起訴をし、被告人は公判でそれを認め、その結果、もう審理は全部不要になる、ということになる。

一方は面倒な陪審心理を避けることができ、他方は軽い刑で済むという双方の利益のために、真実を犠牲にしたり、その被害者に悔しい思いをさせることになってかまわないということになる。

## 第7章 過酷な制度 犯罪被害者へのダブルパンチ (p.135~)

### 1. 被告人の過酷さ

公判に平均の十回を要するとすると、裁判所は二週間連続して取れる期間を確保する必要がある。丸々空いた二週間が取れるのは何ヶ月も先という可能性は十分ある。裁判員審理の対象となる重大事件では保釈を認めることはまず無理であろうから、その間被告人は、法廷で自分の言い分を聞いてもらう機会もなく、未決勾留されたままということになるであろう。

被告人にとっては、法廷に出てまず自分の言い分を聞いてもらうまでに何ヶ月もかかるというのはずいぶん辛いことであろうし、まして、被告人が無実であった場合にはなおさらのことだ。

### 2. 被害者の過酷さ

#### (1) 興味本位の尋問の可能性

素人かつまったく経験のない裁判員ならば、証人の立場を考えず自分が満足するまで尋問する、あるいは、何かの思い込みにとらわれて証人(被害者)と議論する、あるいは、興味本位で証人から色々聞きだそうとする人もいることが考えられる。

また、裁判において、被害者としての立場を訴えることができるという意見陳述の制度があるが、審理がむやみに急がれる結果、被害者が法廷で思いのほどを訴えるという貴重な時間が制約されてしまうという恐れが考えられる。

#### (2) 証言台の前に並ぶ人びと

強姦致傷罪は親告罪ではないので、被害者からの告訴の有無にかかわらず、検察官は犯人と確信した者を起訴することができる。

裁判官の前で証言し、そのうえ、裁判員からも尋問されるというのは、被害者を非常に過酷な立場に置くことが考えられる。

人によっては、このことを理由に、証言を拒むかもしれないし、拒まないまでも、自己の立場を守ろうとして、証言に多少の、あるいはかなりの修飾を加えるかもしれない。法律上、証言拒否や偽証には制裁があるが、こういう犯罪の被害を受けたうえに、証言拒否だ、偽証だといって制裁を受けては、被害者はあまりに気の毒である。

### 3. 裁判員制度は浪費の制度

- ・毎日数百万円ずつの国費が消費されることになるのは間違いない。

- ・裁判員制度を実施しようとするれば、このほかに全国で、裁判所の改築、法廷の改装などさらに莫大な費用がかかる。

- ・国家財政が危機的な状況を呈しているときをあえて選んで、こういう莫大な金のかかる訴訟方式をとりいれるというのは、こういう制度を作った人たちに大局を見る目がないことを示しているといえる。

## 第8章 迷惑な制度 裁判員になるとこんな目に遭う！(p.145~)

### 1)国民に及ぶ迷惑

- ・裁判員選任手続きの段階でその人の個人情報裁判所に知られてしまう。
- ・裁判所候補者として裁判所に呼ばれて質問を受けたとしても必ず裁判員になるわけではないので無駄足になる可能性が高い。
- ・補充裁判員に選ばれた場合には評決に参加できるか分からない状態で公判に立ち会わなければならない。
- ・否認事件であれば現在の裁判制度の下での開廷回数は平均で十数回。公判前整理手続きが導入されたとしても、裁判員の被告人や証人への質問でさらに時間がかかると推測される。
- ・裁判員のために証拠調べの在り方を決めるのは本末転倒。
- ・裁判員になるとそれまでかかわってこなかった異質な世界に引き込まれることになる。興味がないのに審理に立ち会わなければならない。また場合によっては見るに堪えない写真などの証拠を見なければならない。
- ・プロの裁判官でも眠気を催すことがあるのに、素人の裁判員ならなおさら。そのような状況で被告人の運命を決めるのか。
- ・会社員であれば任務で日中は仕事を抜け出さなければならない。法律上使用者はそのことによって不利益を課してはならない。しかし実際には例えクビにされたとしてもそれは裁判で争う際に有利な証拠になるというだけにしか意味を持たない。
- ・また労働力の流動化が進む現代においてこのような制度は国民にとっては危険極まりない。
- ・自営業者ならその日の収入がなくなる。
- ・どんなに残虐なことをして裁かれたとしても人を死刑にすることは大きな負担である。このような負担を裁判官に背負ってもらっていたからこそ、これまで国民は多大な報酬を払っていたのではないか。
- ・評議の場で共にする裁判官や他の裁判員が自分にとって不快な人ではないという保証はない。
- ・被告人から攻撃を受けないという身の安全が保障されているわけではない。
- ・裁判員として得た秘密は死ぬまで漏らしてはいけないという責任を負う。
- ・個人情報を国家が蓄積することが可能となってしまう。
- ・評議においても自分の内心に秘めていることが裁判所外ではなくても裁判官や他の裁判員に漏れてしまう。

第9章 この「現代の赤紙から逃れるには」から逃れるには 国民の立場から (p.185~)

1) 徴兵制などの国民動員につながる危険な制度

刑事裁判に国民を参加させる制度を有している国の大部分は徴兵制を有している。

国民に対して国のために生命・生活を投げだせという思想・体制を持っていると言える。

裁判員制度が徴兵制につながるのではないのかという懸念が存在する。

(著者は決して裁判員制度を推し進めた者の中に徴兵制を意図してこの制度を作った者がいるとしているのではなく、事態を客観的に見れば制度の実施以前と以後では徴兵制への足掛かりになる可能性が高くなると主張している。)

2) 裁判員から逃れる方法

まだ制度の内容が具体化する前に執筆されているので不確かな部分もあり、あくまで予測の範囲内での方法が述べられている。

- ・ちょっとした病気でもいいから病気で来れないと伝える。
- ・呼出状が来たこと自体を知らないと主張する。
- ・裁判官・弁護士・検察官などの当事者に対して選ばれないような発言をする。
- ・酔っぱらった状態で出頭する。

…etc

終章 いま、本当に考えるべきこと (p.221~)

1) 被告人を裁く人

- ・定年退職者・無職者など時間に余裕のある人 (一般の生活を送る人々は極力この制度を避けようとするため)
  - ・興味本位で参加する軽率な人
  - ・人を裁くことに積極的な人
- このような人々に被告人の命運を託してよいのか？

2) 司法の自殺

現行の我が国の裁判制度は外国にないほどに丁寧な審理が行われてきた。ところがこの裁判員制度は裁判員への負担を減らすため迅速性を優先して審理の簡略化が行われようとしている。すると冤罪・誤判が増え上訴も増えるため高裁・最高裁はますます忙しくなると考えられる。このように手抜き審理が横行するならばこれまでの刑事裁判は崩壊してしまう。

### 3)現行制度の再検討

もちろん現在の裁判制度になんら問題がないというわけではなく、これらの問題を解決するのが先決であると著者は主張する。

- ・裁判の理想は結果の適性と手続の迅速性が求められるがこの両者の兼ね合いについて十分に考え抜いた哲学を有するのか。
- ・誤判とされた事例について原因と対策が究明されてきたのか。
- ・専門家が行うのであればもっと時間短縮ができないのか。
  - ・被告人の人権が十分に守られているのか。



## 要約補足資料 裁判員の選任手続き

### 裁判員候補者名簿の作成(前年の秋頃)

各地方裁判所が、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき翌年の裁判員候補者名簿を作成します。

### 調査票とともに候補者に通知します(前年12月頃まで)

裁判員候補者名簿に記載されたことを通知します。この段階ではすぐに裁判所へ行く必要はありません。また、就職禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかどうかなどをたずねる調査票を送付します。調査票を返送してもらい、明らかに裁判員になることができない人や、1年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。

### 事件ごとに名簿の中からくじで候補者が選ばれます

事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者が選ばれます。

### 質問票とともに選任手続期日のお知らせ(呼出状)が送られます(原則、裁判の6週間前まで)

くじで選ばれた裁判員候補者に質問票を同封した選任手続期日のお知らせ(呼出状)を送ります。裁判の日数が3日以内の事件(裁判員裁判対象事件の約7割)では、1事件あたり50人程度の裁判員候補者にお知らせを送る予定です。質問票を返送してもらい、辞退が認められる場合には、呼出しを取り消しますので裁判所へ行く必要はありません。

### 選任手続期日(裁判の当日)

裁判員候補者のうち、辞退を希望しなかったり、質問票の記載のみからでは辞退が認められなかった方は、選任手続の当日、裁判所へ行くことになります。裁判長は候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。候補者のプライバシーを保護するため、この手続は非公開となっています。

### 6人の裁判員を選任

最終的に事件ごとに裁判員6人が選ばれます(必要な場合は補充裁判員も選任します)。通常であれば午前中に選任手続を終了し、午後から審理が始まります。

参照:最高裁 裁判員制度ホームページ「裁判員の選ばれ方」

### 本書より補足

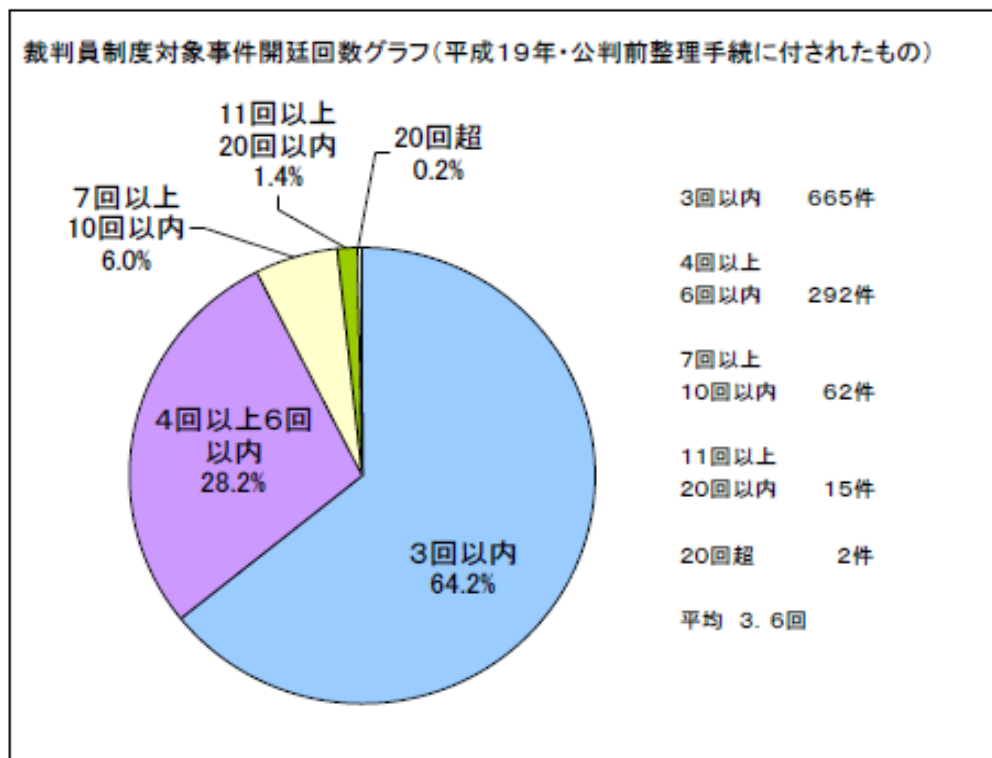
裁判所は不公平な判断をしそうな人を自分のイニシアティブで排除することができ、また、その判断の材料にするために公務所(官公署)に照会してその人に関する情報を求めることができる。要するに、裁判員はもとより裁判員候補者となった時点でもうプライバシーはないと思わなければならない。(p.28より)

要約補足資料 公判前整理手続きについて

平成 17 年の刑事訴訟法改正により導入。その事件において証拠調べを行う争点を見極め、取り調べるべき証拠やその証拠調べの順番などを決めておくこと。公判前に裁判官、検察官、弁護人によって行われる。

裁判員制度の対象となる事件の人員数、現在の平均審理期間及び平均開廷回数(平成19年)

区分	裁判員制度対象事件			公判前整理手続きに付された裁判員制度対象事件		
	終局人員数	平均審理	平均開廷	終局人員数	平均審理	平均開廷
終局人員全体	2,436人	7.8月	5.2回	1,036人	6.1月	3.6回
自白	1,484人	6.0月	3.7回	609人	5.0月	2.7回
否認	901人	11.2月	7.6回	426人	7.7月	4.8回



(図は最高裁判員制度ホームページ「資料集」より抜粋)

## 論点

司法制度改革審議会はその意見書の中で「司法がその機能を十全に果たすためには、国民からの幅広い支持と理解を得て、その国民的基盤が確立されることが不可欠であり、国民の司法参加の拡充による国民的基盤の確立は、今般の司法制度改革の三本柱の一つとして位置付けることができる。」と述べています。

しかし、現行の裁判員制度は、裁判員として裁判に参加することを国民に義務付けるものであり、良心の自由や苦役からの自由などの観点から国民からも批判がなされ、その導入で「国民の幅広い支持と理解」が得られるとは言いがたいものとなっています。

ここで、積極的に裁判員になりたい人だけを裁判員候補者として登録し、そこから無作為に裁判員を選出するように裁判員制度が改正された場合、司法がその国民的基盤を確立するための手段として、裁判員制度の導入は妥当であるのか、その是非について論じてください。

## 論点補足資料 裁判員の判断能力について

裁判員制度やその支持者の思想の根底には、裁判官の判断よりも国民の判断のほうが信用できる、国民を裁判に参加させれば判決に「健全な社会常識」が反映される、という根拠のない信念がある。

しかし、義務教育終了だけを資格要件とした人たちのその場限りの判断が、専門的な資格を持ち、経験も比較的豊富な裁判官の判断よりも、最終的に常識的である、信頼できると思う人がいるだろうか。

(本書p.71『「信念」の危うさ』より担当者要約)

裁判員の法廷では提示された細かい事実から合理的な推理を展開して争点となっている事実の有無を判定するのは難しく、直接的に見える証拠が重視され、裁判員の直感だけで被告人の運命が決まるような事態になるのではないか。

(本書p.99「事実判定能力」より担当者要約)

以上のように、これまで専門家が行ってきた判断について、素人である国民が妥当な判断を下せるか疑問視する声もある。

## 論点補足資料 高知白バイ衝突死事故事件

2006年3月3日、高知県、道路左側のレストラン駐車場から出てきたスクールバスが国道の交差点を右折しようとした際に、国道を走行中の高知県警の警官が運転する白バイと衝突、白バイを運転していた警官が死亡した。安全確認を怠り事故を引き起こしたとして逮捕・起訴されたスクールバス運転手(当時)は冤罪を主張。

不審な点が多いとして、弁護士や一部メディアが、交通事故鑑定人による検証実験、目撃者取材などを行った結果、「バスは動いていて、急ブレーキをかけた」とする警察・検察側の主張には疑義があり、提出された証拠は捏造された可能性が高く、当時、現場周辺では違法な白バイの高速走行訓練が行われており、事故は自損事故であると主張。一方、高知県警は高知県議会や記者会見で証拠捏造や白バイ側の過失を否定。

地裁で敗訴した元バス運転手は高裁に控訴したが棄却され、最高裁に上告するも、2008年最高裁は上告を棄却し、有罪が確定。元運転手は10月23日、高知刑務所に収監された。

参照: ウィキペディア「高知白バイ衝突死事故」

この事件は、弁護側が提示した第三者の証言を退けて、同僚の白バイ警官の証言や警察の機関である科学捜査研究所の提出した調書をほぼ全面的に採用するなどしており、冤罪の疑いが強いとして、地元メディアやテレビ朝日系列の番組で大きく取り上げられた。

冤罪であるかどうかはともかくとして、裁判に国民が参加していれば、裁判についてこれほどの疑義は生じなかったのではないだろうか。

補足: 交通事故鑑定人とは

交通事故に関して、一定のキャリアや学識経験に基づいて専門的意見を述べる人のこと。法律事務所出身者や警察OB、医療従事者など出自は多岐に渡る。しかし、資格制度が確立されておらず、勝手に名乗ることができるので、従来を示談屋のように交通事故を食い物にする輩もいるとの批判がある。

## 論点2 被告人にとっての裁判員制度（国民参加型裁判制度）

はじめに：著者は今回の裁判員制度の制度設計に問題があると主張していますが、国民が刑事裁判に参加すること自体には明確に意見を表明していません。（恐らく反対だと思われそうですが）

そこでこの論点では便宜上「裁判員制度」としていますが、争点となるのは被告人にとって「国民が刑事裁判に参加するべきか否か」という前提で読み進めてください。

著者は裁判員制度が施行されると手続の適性が損なわれ従来丁寧に行われていた審理がよい加減なものになり、被告人にとっても不利益になると主張している。

しかし、司法制度改革審議会の意見の中には以下のようなことも述べられている。

### 資料1（司法制度改革審議会第36回議事概要より一部抽出）

○現在の司法は人権を守る砦として十分機能していない。市民社会的常識を備え、市民にとって信頼できる裁判官を得ることが必要。しかし、現実には、修習生から採用される判事補が10年経過すれば判事になるというルートが判事採用のルートとして事実上一本化し、視野の狭い裁判官を養成する結果となっている。

○判事補制度は基本的に維持すべきである。裁判官に求められるのは、的確で安定的・予測可能な判断を下すことである。裁判の正統性は、国民が裁判官を選ぶという方法によっても得られるが、伝統や歴史に裏付けられた正統性というものもある。ドイツやイギリスの裁判所を見て、伝統や歴史の重さを感じた。アンケート結果等を見ると、我が国の裁判官・裁判所は、重大な問題があるとされている訳ではなく、むしろ、高い評価を得ており、自己規律の厳格性、専門性などキャリアシステムの長所は支持されている。そのような意味で、伝統・歴史に基づく正統性を得ていると言えるのではない。しかし、キャリアシステムの欠点は是正する必要がある。例えば、参審制度を導入することによって、国民の社会常識を裁判内容に反映させるというような方法も有効ではないか。

○裁く立場と裁かれる立場は異なる。裁く立場になるには、裁かれる立場を経験する必要がある。現在の若い判事補は、法律知識等は十分かもしれないが、社会常識に欠ける。

○判事補制度にも優れた判事を養成・確保するなどの意義が認められる。しかし、裁判所法は、判事の給源として、多元的な給源を想定しているにもかかわらず、実際には、判事の採用はほとんど判事補からのルートに固定化し、裁判官以外の経験をほとんど有しない者が判事の多数を占めている。

資料1の原文は裁判員制度を実施する意義を国民の立場から述べているものである。

しかし上記に抽出されている箇所は「被告人＝国民の一人」という前提の下で、裁判員制度を実施する意義を説明している。

つまり…

従来の刑事裁判では法律の専門家である裁判官が被告人を裁いていた。しかし彼らは一般的に国民が共有している常識や価値観を有しているとは言い切れない。そのような人間だけに被告人の運命を決定させてよいのか、

という疑問が残る。

資料2 2008/06/02 18:13 共同通信社 インターネット記事より抜粋

否認被告の無罪率2・9% 昨年、過去10年最高に

刑事裁判で起訴事実を否認した被告の1審無罪率（一部無罪含む）が昨年、過去10年で最高の2・9%に上がったことが2日、最高裁の集計で分かった。捜査段階の自白調書が証拠とされないケースの増加を示す最高検のデータもあり、各地裁で市民参加の裁判員制度を意識し、証拠評価が厳しくなっていることをうかがわせる。

最高裁判事局の集計によると、全国の地裁が昨年、1審判決を言い渡した被告（6万9238人）のうち、公判で起訴事実を否認したのは4984人で、起訴事実のすべてが無罪となったのは97人、一部無罪が48人。

このうち、殺人、強盗致傷、放火など裁判員裁判対象事件の否認被告は896人で、一部を含む無罪は19人（2・1%）。

否認被告の無罪率は、1998年から2002年まで1・2－1・9%で推移したが、03年以降は2%台となり、06年は2・6%だった。

一方、最高検の集計によると、裁判員裁判対象事件の1審で捜査段階の自白調書の任意性（強要や利益誘導などがなく任意に自白したかどうか）が争われ、調書の証拠請求が却下（一部含む）されたのは、05年が119件中3件、昨年は70件中10件。

この記事で示されているとおり我が国の刑事裁判の無罪率（被告が否認している場合）は極めて低い。これは日本の警察の捜査や検察の立証が優秀であるからだという事もできる。しかし現に我が国で発生した冤罪事件においても一般的な常識で考えれば有罪にできないような証拠で有罪にしてしまったという事例もあるといわれている。

また陪審制度にしる参審制度にしる国民が判決に関わる場合、否認事件の無罪率は（正確なデータを探し出せなかったので具体的な数字は示せませんが）20%前後であるともいわれている。「推定無罪の原則」や「十人の犯人を逃すとも一人の無実を作り出すことなかれ」といった近代刑法の原則に従うならば裁判員制度は正義にかなった制度であるともいえる。

以上のように被告人の立場から考えれば裁判員制度（国民参加型裁判制度）は

①素人に自分の命運を決定させる不安な制度なのか

②一般的常識を有する国民に自らを裁いてもらう正義に適った制度なのか

を話し合ってください。